



「優越的地位の濫用に関する
独占禁止法上の考え方」について

平成23年6月15日
公正取引委員会

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の策定（平成22年11月30日公表）

公正取引委員会は、平成21年独占禁止法改正により、優越的地位の濫用が課徴金納付命令の対象となったことを踏まえ、考え方を明確化することにより、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるために、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表した。

優越的地位の濫用規制、本ガイドラインの特徴

- 優越的地位の濫用として問題となる行為とは、「自己（甲）の取引上の地位が相手方（乙）に優越していることを利用して、『正常な商慣習に照らして不当に』に行われる、ⁱⁱⁱ独占禁止法第2条第9項第5号イからハまでのいずれかに該当する行為。
- 本ガイドラインは、業種横断的な一般的な考え方を示すもの。
- 「優越的地位の濫用」の考え方を「優越的地位」と「濫用行為」という要件ごとに可能な限り明確化。また「濫用行為」を行為類型に分け、違反となる場合、違反とならない場合を可能な限り詳細に解説。
- 過去の審決又は排除措置命令で問題となった行為等の実例として「具体例」を掲載。また、「濫用行為」の各々の類型については、想定例（問題となり得る仮定の行為例）を多数掲載。

i 「優越的地位」の認定

乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙が受け入れざるを得ないような場合

→ 甲が乙に対して「優越的地位」にある

①～④の要素を
総合的に考慮

- ① 乙の甲に対する取引依存度（＝乙の甲に対する売上高÷乙全体の売上高）
- ② 甲の市場における地位（甲の市場におけるシェアの大きさ、その順位等）
- ③ 乙にとっての取引先変更の可能性（甲との取引に関連して行った投資等）
- ④ その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実（取引商品等の重要性等）

ii 正常な商慣習に照らして不当に

「正常な商慣習に照らして不当に」という要件は、優越的地位の濫用の有無が、公正な競争秩序の維持・促進の観点から個別の事案ごとに判断されることを示すものである。ここで、「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいう。

現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない。

iii 優越的地位の濫用になり得る行為類型

購入・利用強制（第4の1）法第2条第9項第5号イ

購入しなければ「乙」との取引を打ち切る、取引数量を削減するなど、今後の取引に影響すると受け取られるような要請をすることにより、購入させること。・・・等

協賛金等の負担の要請（第4の2(1)） 同号ロ

「乙」の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等を要請し、これを負担させること。・・・等

従業員等の派遣の要請（第4の2(2)） 同号ロ

自己の利益にしかならない業務のために、派遣費用を負担することなく、当該業務を行うよう「乙」に要請し、その従業員等を派遣させること。・・・等

その他経済上の利益の提供の要請（第4の2(3)） 同号ロ

設計図面を提供することが発注内容に含まれていないにもかかわらず、「乙」に対し、設計図面を無償で提供させること。・・・等

受領拒否（第4の3(1)） 同号ハ

「乙」が商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること。・・・等

返品（第4の3(2)） 同号ハ

展示に用いたために汚損した商品を返品すること。セール後に売れ残ったことを理由に返品すること。・・・等

支払遅延（第4の3(3)） 同号ハ

社内の支払手続の遅延などを理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと。・・・等

減額（第4の3(4)） 同号ハ

商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと。・・・等

取引の対価の一方的決定（第4の3(5)ア） 同号ハ

多量の発注を前提として「乙」から提示された単価を、少量しか発注しない場合の単価として一方的に定めること。・・・等

やり直しの要請（第4の3(5)イ） 同号ハ

あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくして、発注内容と異なること又は瑕疵があることを理由に、やり直しをさせること。・・・等

その他（第4の3(5)ウ） 同号ハ

優越的地位にある事業者が、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合に、当該取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、問題となる。